

# 生徒指導部より（新生と保護者の方に）

## 1. はじめに

新生は「誓約書」に誓約した通り、法律はもちろんのこと、学校の定めた規則に従い、有意義な学校生活を送ってください。

### （1）高校生としての品位

- ① 制服を着用し、常に端正な服装にしてください。
- ② 学校では、頭髪の染色、脱色やパーマなど特別な加工は禁止しています。
- ③ 生徒心得を熟読し、常に守るよう意識してください。
- ④ 高校時代は社会人となるための準備期間でもあります。礼儀作法や言葉遣いも身に付けてください。
- ⑤ 成人を迎える年次では、特に「大人」としての自覚と責任を持った行動を心がけてください。

### （2）法令・法規の遵守

- ① 交通違反や事故は、生命を脅かし、一生を左右する事もあります。交通道德や交通法規を必ず守ってください。
- ② 普通自動車や自動二輪車および原動機付き自転車による通学は禁止しています。
- ③ 飲酒、喫煙、薬物使用やシンナー遊び等、いじめ・暴力行為等、法令に関わる事については厳しく処置します。従って、生活全般における善悪のけじめについては、家庭でもしっかり話し合ってください。

### （3）報告・連絡・相談

- ① 通学距離が遠くなると、登校や帰宅が遅くなる場合があります。その際は、学校や家庭への連絡を忘れずに行ってください。
- ② どんな小さな事でも、何か事件に関わったり、交通違反や事故は学校に連絡してください。

### （4）その他

- ① 部活動は、希望加入制です。加入する場合は家庭においても十分に話し合い、最後まで続けられるようにじっくり考えて選んでください。
- ② アルバイトは、学業優先の原則から推奨しません。しかしながら、家庭の事情等どうしても必要な場合は「届出制」となっています。ただし、アルバイトに関する一切の責任は、本人、保護者が負うこととなります。また、無届けのアルバイトや誓約事項を守らなかった場合は学校としても厳しく処置します。

## 2. 校則に違反した場合の指導措置について

学校諸規則や生徒心得に違反する次のような行為があった場合は、特別の指導措置がとられます。

### （1）法に反する行為

- ① 窃盗、万引き、不正乗車、専有離脱物横領などの行為
- ② 暴力、恐喝、脅迫などの行為
- ③ 飲酒、喫煙などの行為
- ④ 薬物乱用などの行為
- ⑤ 公共物（校舎、学校備品など）の破損行為
- ⑥ ナ이프など刃物の所持
- ⑦ いじめ 他

### （2）交通安全に違反する行為

- ① 自転車に関する道路交通法違反  
傘さし運転、左側通行、並進、二人乗り、信号無視、一旦停止無視、無灯火  
スマホやイヤホン等の「ながら運転」など

②原動機付自転車について

- ア 無許可で免許を取得した場合
- イ 無免許運転をした場合

③自動二輪車、普通自動車について

- ア 無許可で自動車学校に入校（入校手続き）した場合
- イ 無許可で免許を取得した場合
- ウ 無免許運転した場合

(3) 学校の秩序を乱す行為

- ① 考査時などにおける不正行為
- ② 怠業（遅刻、欠席、取り組み不良等）
- ③ 高校生として好ましくない場所への出入り
- ④ 故意による服装違反
- ⑤ その他、学校諸規則や生徒心得で禁止している行為、及び高校生としての本分に反する行為

(4) 指導措置には次のようなものがあります。

- ① 訓戒 ② 学校謹慎 ③ 家庭謹慎 ④ 停学 ⑤ 退学
- なお、保護者立会いのもと、学校長または教頭が指導措置を申し渡します。

3. 生徒の欠席、遅刻、早退、欠課について

(1) 欠席について

- ① 欠席が事前にわかっている場合、保護者とその旨を学校または担任に連絡し、事前に「欠席届」を提出する。
- ② 当日欠席する場合は、保護者が午前8時30分までに学校へ連絡する。

(2) 遅刻について

- ① 遅刻が事前にわかっている場合、保護者とその旨を学校または担任に連絡し、事前に「遅刻届」を提出する。
- ② 登校時刻や授業の開始時刻に遅刻した場合、職員室前で「入室許可証」に必要事項を記入し、生徒指導部または担任にて確認(印)後、授業担当の先生に提出する。

(3) 早退について

- ① 早退が事前に分かっている場合、保護者とその旨を学校または担任に連絡し、事前に「早退届」を提出する。
- ② 発病などの理由で早退する場合、保健室の許可を得て「早退届」を担任に提出する。ただし、緊急の場合は、居合わせた先生に申し出る。

(4) 欠課について

- ① やむを得ない理由で欠課する場合、「欠課届」を授業担当の先生に提出する。
- ② 保健室を利用する欠課の場合は、その旨を担任等に伝え、または保健担当の先生より担任等に連絡、必要に応じて保健室利用証明をもらい、利用後に提出する。

4 アルバイトに関する規定

アルバイトは、授業や放課後の学習、部活動など学校生活の妨げとならないものとし、高校生としての自覚と責任をしっかりとたなければならない。

(1) 届け出について

アルバイトは必ず所定の様式により、担任を通して学校に届け出る。

\*学業優先の原則であり、1年次は夏季休業以降で行うことを基本とする。

(2) 学校が届け出を受理する条件

- ① 授業や部活動など、学校生活の妨げとならないようにする。
- ② 「アルバイト届」提出の前に担任、保護者、本人とよく話し合う。
- ③ 早朝（7：00以前）、夜間（20：00以降）の勤務をしない。
- ④ 高校生としての品位を損なう（お酒を主体に扱う店など）、あるいは危険を伴う業務は禁止する。

(3) 改めて届け出が必要な場合

- ① アルバイト先を変更する場合・・・その都度提出
- ② 同一事業所で長期にわたる場合・・・年度当初に再提出(年度ごとに提出)
- ③ アルバイトをやめた場合・・・担任に申し出る

※無届出でアルバイトをした場合は、生徒指導内規により指導措置を行う。

5 免許取得

(1) 原動機付自転車・自動二輪車

免許の取得を禁止する。

(2) 普通・準中型・大型特殊(農耕車)自動車

- ① 「自動車運転免許取得許可願」を提出する。
- ② 3年次の後期中間考査終了後、自動車学校への入校が可能である。
- ③ 卒業式以前に免許を取得した場合、卒業まで学校で保管される。
- ④ 3年次での卒業ができない場合、原則として免許取得は許可されるが、自動車等での通学は認めない。

6 携帯電話等

学校内への携帯電話・スマートフォンなどの持ち込みは、届け出（携帯電話等所持届）により許可する。

また、使用については家族でよく話し合い、高校生としての自覚のもとに、次の事項を守り、問題となることのないように使用する。

- (1) 携帯電話・スマートフォンの持ち込みは許可するが、学校敷地内での使用は認めない。学校敷地内では電源を切って、カバン等にしまっておく。
- (2) 校内での使用は、緊急事態などで家族等との連絡が必要な場合とし、指導担当の教員立ち会いの下でのみ認める。(職員室、事務室等)
- (3) 学校外や家庭においても、不必要・過度な使用を避けるとともに、公共マナーを守り、周囲に迷惑をかけない。
- (4) SNS等ネット上で知り合った面識の無い人物との連絡は一切しない。
- (5) 携帯電話・スマートフォンなどの携帯端末を使用しない時間帯を設ける。  
(夜11時から翌日7時の時間帯)
- (6) 保護者として、子供の携帯電話・スマートフォンの使用状況等を把握し、健全な使用を指導する。
- (7) 違反した場合は、生徒指導部の内規により指導措置を行う。

## 生徒心得(生徒指導部各種規定等)

生徒は、本校の教育目標を理解し、高校生としての自覚と良識ある行動により、快適で意義ある高校生活がおくれるよう努力する。

### 1 学 習

- (1) 学習の意義と必要性を理解し、自主的かつ積極的に学業に励み、まじめな学習態度を身につけよう。
- (2) 進んで課外活動に参加し、自己を磨くとともに個性の伸長に努めよう。

### 2 礼 儀

- (1) 自他の敬愛の念を失わず、生徒相互はもちろん、校内で先生や来賓にあった時は挨拶をしよう。
- (2) 公衆道徳や諸規則を守り、他人に迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりしないように気をつけよう。
- (3) 言葉はその人の品位を示します。明瞭で正しい言葉づかいをしよう。

### 3 服 装

服装は高校生らしさを心がけ、いたずらに流行を追うことのないよう次の点に注意すること。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高校生活を送るのにふさわしい、機能的な服装であること。</li><li>・ 他人に不快感をあたえないよう、質素で清潔な服装であること。</li></ul> |
|---|

そのために、本校では次のような決まりがあります。(各詳細規定は別に定める)

- (1) 学校で定められた制服(ブレザーおよびスラックス又はスカート)を着用する。  
(登下校時を含む)
- (2) 校章をつける場合(所有者のみ)は左襟等見やすい場所につける。
- (3) シャツは、白のカッターシャツ・襟つきブラウスいずれでもよいが、すそはスラックス・スカートの中に入れるなど正しく着こなす。  
ただし、式典時(入学式、卒業式、始・終業式など)は、白カッターシャツ・襟つき白ブラウスと、学校指定のネクタイまたはリボンタイを必ずつける。
- (4) ベストを着用する際は本校の指定購入品とする。
- (5) 衣替えの目安として6/1~9/30の夏季期間とするが、気候に合わせて個々に判断し、必ず規定に合った制服を着る。
- (6) ストッキングやソックスは、華美でないものとする。
- (7) 内履きは、学校指定のシューズとし、外履きと区別する。
- (8) 頭髪は、園芸高校の生徒として、常に清潔感を与えるように整える。
- (9) 装身具(ネックレス、指輪、ピアスなど)の着用やマニキュアおよび化粧を禁ずる。
- (10) 規定以外の服装をしなければならないときは、届け出て(異装届)学校の許可を得る。
- (11) 農業実習や体育時の服装は別に定める。

## 服装規定(上記各項番号についての詳細規定)

- (1) 登下校時(休業中、部活動等の登校を含む)は必ず着用かつ正しく着こなす。
- (3) ○スラックスはへそ位置(下げすぎない)で、ベルトを着用し、端正に着こなす。  
○ベルトは暗色系で装飾性の無いものとする。  
○スカート丈はひざ丈とし、巻き上げたり、加工したりしない。  
○カッターシャツ、ブラウスの下の下着は華美なものを禁ずる。  
(派手な色ものや文字等が透けて見えるものなどは不可)  
○厳寒期のカーディガン、セーターの着用は可とする。  
ただし、制服の中に完全に隠れるものとする。  
フード付きのものでフードを制服の外に出したり、袖口や裾が出るもの、華美なものとは不可とする。(無地で白色系、クリーム系、暗色系が望ましい)  
○ネクタイ・リボンタイは、式典時以外の全校集会では着用しなくても良いが、必要に応じて着用する。(特にネクタイの締め方の訓練を鑑みて、学年指導による)  
(全校集会時の服装指導では指導対象とならない。)
- (6) 安全のため、くるぶしソックスなど丈の短いものは不可とする。  
(くるぶしが隠れる丈以上のもの)  
ソックスは、白、紺、黒、灰色など華美でないものとし、単色のものとする。  
(小さなワンポイント程度は可)
- (7) 安全のため、かかとを踏んだり、通学時の靴は厚底靴や華美なもの、サンダルは不可とする。
- (8) 頭髪について  
○前髪は視界をさえぎったり、顔が隠れたりするような髪型は不可とする。  
○長い髪は、留め具(華美で無いもの)でまとめる。  
○横髪は、清潔感を与えるとともに音が聞き取りやすいよう、耳をすっきりと出すのが望ましい。  
○不潔感を与えたり、不精に伸ばして鬱陶しい感じにならないよう留意する。  
○その他、パーマやウェーブ、脱色、染髪など特殊な加工、奇抜なもの(整髪料による加工含む)や、授業の妨げとなるような髪型は不可とする。
- (11) ○農場実習においては、上記服装規定に準ずるが、危険防止、安全性の観点にて指導する。  
・点呼時は学校指定の実習服(上下)と長靴を着用し、帽子・総合実習テキスト・筆記用具を持参する。  
・ベルトの不着用、シャツ出し、長い爪など不安全なものを禁ずる。  
・実習服下のTシャツ等は華美で無いものとする。  
特に、安全性から実習服の上衣は原則脱がずに実習を行うこととする。  
ただし、夏季期間など暑い時期に指導担当者の指示・許可のもと上衣を脱ぐ場合でも規定に反する場合は脱衣不可とする。  
○体育時においては、学校指定の体育服(上下)とシューズを着用する。

### \*その他

- …上記規定に明記していないものにおいても、学習活動に不要なもの(持ち込み)は禁ずる。

【小矢部園芸高等学校制服】



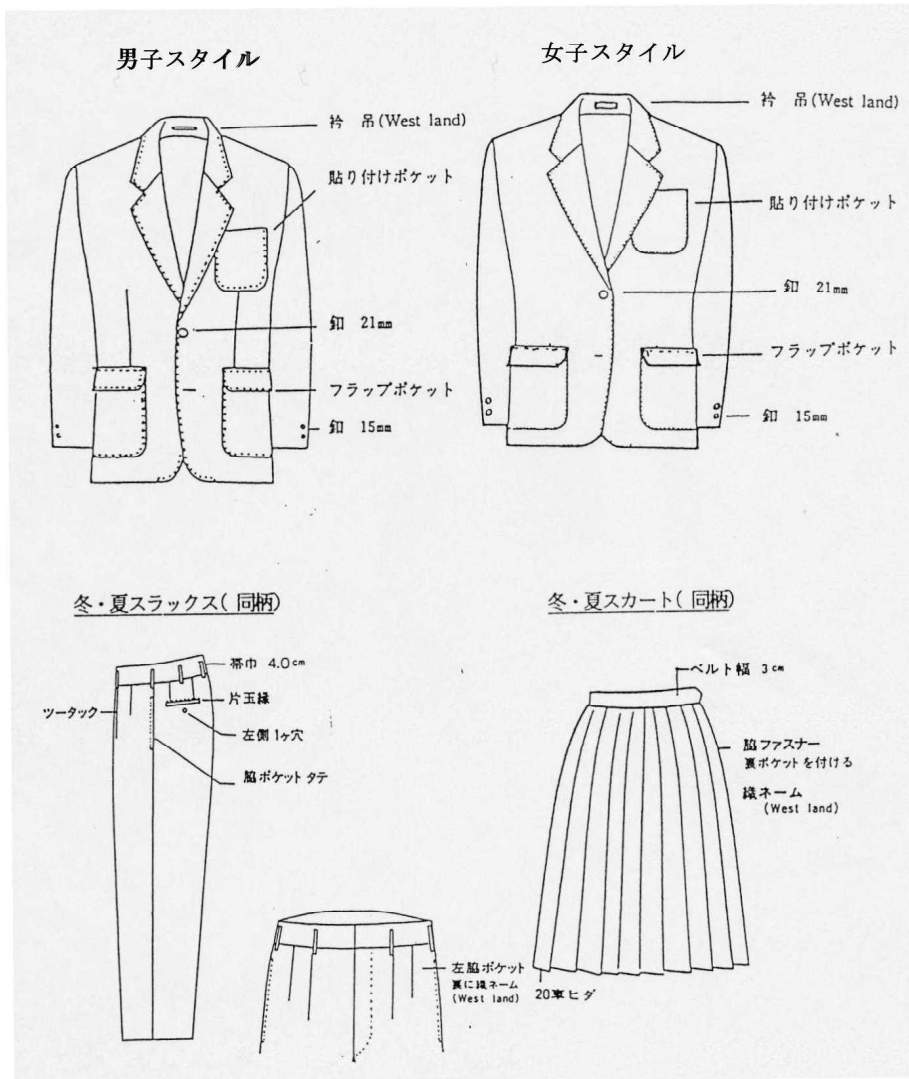
フォーマル(冬服)スタイル



合服スタイル



夏服スタイル



\*令和3年度より  
女子生徒について  
スラックス着用可  
(追加購入オプション)  
\*令和4年度より  
制服の選択制注文方式  
(男女各スタイル等  
自由選択式)

#### 4 生活態度

高校生としての自覚を失わず、本校生徒としての誇りをもって行動する。  
特に、異性との交際は明るく節度あるものにする。

##### 【学校生活】

- (1) 時間を守り授業等に遅れない。
- (2) 課業時間内にやむを得ず外出しなければならない場合は、担任及び生徒指導部に連絡、相談する。(課業時間内の外出は禁止)
- (3) 飲食場所は生徒玄関ベンチ及び各学年教室。(菓子類、カップラーメン等禁止)  
※展開教室等空き教室、更衣室での飲食禁止。  
(他学年の教室や空き教室等にみだりに出入りしない)
- (4) 身分証明書は常に携帯する。
- (5) 携帯電話等の持ち込みは届け出により許可するが、学校敷地内での使用は一切認めない。学校敷地内では電源を切っておくものとする。(指導規定あり)

※違反生徒の指導 (在学期間を通してカウントする。休日は預かり日数に含まない。)

- ① 1回目：担任による嚴重注意。保護者へ連絡。担任による預かり1日間。
- ② 2回目：担任による嚴重注意。保護者へ連絡。担任による預かり3日間。
- ③ 3回目：担任による嚴重注意。保護者へ連絡。担任による預かり7日間。
- ④ 4回目：生徒指導主事による嚴重注意。(保護者召喚)  
生徒指導主事による預かり14日間。
- ⑤ 5回目以降：生徒指導委員会による指導処置内容の決定。(預かりは生徒指導主事  
教頭より指導内容を申し渡し。(保護者召喚))

\*使用定義：「手に持っている(電源の有無関係なし)」「音が鳴る」以上のこと。

\*学校から個人的に連絡したい場合は、職員室、事務室及び農場管理室の電話が使用可。

\*休日の当番実習や部活動、放課後における緊急な連絡が必要な場合は、指導担当教員立ち会いの下でのみ認める。(職員室、事務室等)

##### 【学校外生活】

- (1) 夜間の外出は午後9時(冬期間は午後8時)までとし、友人間の外泊はしない。
- (2) 飲酒、喫煙、シンナー遊び等の薬物使用、いじめ・暴力行為等、法令に関わる事については厳しく処置する。
- (3) アルバイトは必ず届け出る。(アルバイト届)(無届けは別途、指導規定あり)  
\*学業優先の原則であり、1年次は夏季休業以降で行うことを基本とする。
- (4) 地域諸団体の活動に参加するときは、届け出る。(校外活動許可願)
- (5) 校外で補導されたときは、直ちに学校に連絡する。

#### 5 通学及び交通安全

- (1) 生徒は、自宅から通学することを原則とする。
- (2) 登下校の際は、交通法規および交通道徳を守り、交通安全に充分留意する。
- (3) 自転車通学者は、次のことを守る。
  - ①整備点検された自転車を使用する。
  - ②学校指定のステッカーを貼る。
  - ③所定の自転車置場に整然と置き、必ず施錠をする。
  - ④雨天時は、必ずカッパ等の雨具を着用し、傘さし運転をしない。
  - ⑤降雪・凍結時は、自転車を使用しない。
  - ⑥ヘルメットを着用することが望ましい。

## 6 部活動

学校としては様々な利点があることから、加入することを勧めている。(兼部も可)  
その際は保護者等ともよく相談し、最後まで続けられる部活動を選ぶ。

【体育系】(1)卓球 (2)バドミントン (3)陸上競技  
(4)バスケットボール※

【文化系】(1)放送 (2)芸術 (3)フードデザイン

※バスケットボールは男子のみ。その他の部活動は全ての生徒が加入できる。

## 7 保健衛生

自分の健康に関心を持ち、規則正しい生活を送ることで心身の健康維持・増進に努める。

- (1) 健康診断の結果、「治療カード」が配布された場合は、速やかに専門医を受診し治療を受ける。
- (2) 学校および登下校時にけがや災害にあった場合は、担任または保健室に報告する。  
この場合、必要な手続きを経て、独立行政法人日本スポーツ振興センターより給付を受けることができる。(療養に要する費用が窓口で5,000円以上の場合)
- (3) 感染症(法定伝染病)にかかった場合は、直ちに学校に届け出て指示を受ける。
- (4) 校舎内外の清掃と美化に努める。

## 8 考 査

- (1) 筆記用具の他に特に指定されたもの以外は持ち込まない。
- (2) 不正行為を行わない。

## 9 学校への届け出および許可願の申請は次のとおりとし、所定の書類を提出する。

種 類	取 扱 係	提 出 順	備 考
遅刻届	教務部	本 人 → 主は教務部 → 授業担当者	
欠課届	教務部	本 人 → 授業担当者、養護 → 担任	
欠席・早退・忌引届	教務部	本 人 → 教務部 → 生徒指導部 → 担任	
転学・休学・退学届	教務部	保護者 → 学級担任	
留学届	教務部	保護者 → 学級担任	
生徒指導要録作成資料の変更	教務部	本 人 → 学級担任	
入室許可証	生徒指導部	本人 → 生徒指導部(養護) → 授業担当者 → 担任	遅刻等提出
住所変更届	生徒指導部	本 人 → 学級担任	
携帯電話等所持届	生徒指導部	本 人 → 学級担任	
私有車同乗承諾書	生徒指導部	本 人保護者 → 学級担任	
アルバイト届	生徒指導部	本 人 → 学級担任	
自動車運転免許取得許可願	生徒指導部	本 人 → 学級担任	3年次以上
校外活動届	生徒指導部	本 人 → 学級担任	祭礼参加等
部活動等特別許可願	生徒指導部	部長・顧問 → 生徒指導部	
異装届	生徒指導部	本 人 → 学級担任	
学割交付願	事務部	本 人 → 学級担任	
通学証明書	事務部	本 人 → 事務部	
在学証明書	事務部	本 人 → 学級担任	
卒業(見込)証明書	事務部	本 人 → 学級担任(卒業後は事務部へ)	(卒業年次)

☆上記以外のものについては、学級担任または生徒指導部に相談する。